

## 平成29年度福岡県農林水産物ブランド化推進協議会事業 企画提案公募実施要領

福岡県農林水産物ブランド化推進協議会<sup>※1</sup>では、福岡県産農林水産物のブランド化を促進するために今年度実施する認知度向上対策の取り組みについて、その受託者を選定するための企画提案公募を以下に基づき実施します。

### ※1 福岡県農林水産物ブランド化推進協議会について

福岡県及び県内の農業・畜産・漁業団体が一体となって、福岡県の農林水産物のブランド化を推進するために組織された団体

事務局（窓口）：福岡県農林水産部園芸振興課流通振興係

### 1 事業の目的

福岡県産農林水産物のブランド化を促進し、販売及び消費拡大を図るため、認知度向上対策を実施する。

### 2 事業の内容等

「県産農林水産物の産地情報動画の制作」

※詳細は別途提示する業務委託仕様書のとおり

### 3 事業実施期間

契約の日から平成30年3月10日まで

### 4 委託費

1,836,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 5 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）が規定する入札に参加できない者に該当しないこと。
- (2) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成28年3月28日27総セ第25173号）に基づく指名停止期間中でない者。
- (3) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者。

### 6 企画提案公募スケジュール

- (1) 企画提案書類提出期限及び提出先

①提出期限：平成29年8月31日（木） 17時必着

②提出方法：持参又は郵送 ※電子ファイルでの提出は受け付けません。

③提出先：福岡県農林水産物ブランド化推進協議会 宛

（福岡県農林水産部園芸振興課流通振興係）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

- (2) 書面審査（一次審査）

事業者から提出された企画提案書類をもとに書面審査を行います。

書面審査可否通知：平成29年9月1日（金）

- (3) 企画のプレゼンテーション（最終審査）  
書面審査通過の事業者には、企画内容をプレゼンテーションしていただき、最終審査を行います。
- ①日時：平成29年9月8日（金）
  - ②場所：県庁内会議室（漁業調整委員会室）
- (4) 受託予定者の決定  
選定委員会での審査結果により、受託予定者を決定します。  
受託予定者決定通知：平成29年9月中旬（予定）
- (5) 委託契約締結  
委託契約締結時には、見積書等、必要書類の提出が必要となります  
平成29年9月下旬（予定）

## 7 企画提案公募実施手続

- (1) 企画提案書類の様式及び提出部数
- ①企画提案応募書（様式第1号） 1部
  - ②経費見積書（任意様式） 1部
  - ③企画提案書（任意様式）（A4版横置き、片面印刷） 1部
- (2) 企画提案書に係る留意事項  
企画提案書については任意様式としますが、次に掲げる事項を必ず盛り込んでください。
- ①実施計画
  - ②実施体制
  - ③経費の内訳
  - ④委託事業を適切に実施するために必要な実績（具体的に記述のこと）
  - ⑤事業者の概要に関する資料
    - ・今回の企画提案にあたり、共同提案事業者等があれば併せて記載
- (3) 応募の無効  
本要領に示した公募参加の資格がない者、提出書類に虚偽の記載をした者の応募は無効とします。
- (4) その他
- ①提出された企画書等は委託先の選定のみを使用します。  
なお、企画提案書は、情報公開請求を受けた場合、県情報公開条例に基づき、原則として開示します。
  - ②企画書の作成に要した費用、その他参加に要した経費は、参加者の負担とします。
  - ③提出された企画書等は、採用の有無に関わらず返却しません。

## 8 事業者の選定について

- (1) 選考方法  
第1次審査（書面審査）を通過した企画提案書についてプレゼンテーションを行い、審査委員会において総合的に審査し、優秀な提案を行った事業者を選定します。  
なお、第1次審査（書面審査）において企画内容に著しい差が見られた場合は、書面審査をもって最終審査とする場合があります。
- (2) 主な審査項目
- 【審査基準】
- ・適格性：提案の内容が仕様書に合致し、内容が具体的に記述されているか
  - ・専門性：企業の特徴・強みを活かした取組みとなっているか
  - ・経済性：適正な見積もり、費用対効果の高い内容となっているか

- ・業務推進体制：関係機関と綿密に調整できる体制となっているか
- ※審査については非公開としますので、あらかじめご了承ください。

## 9 契約について

選定された事業者（以下「受託者」）と委託契約を締結します。

- (1) 契約にあたっては、選考された提案をもとに細部について協議会事務局と打合せを行うものとします。なお、契約締結に係る諸費用（印紙代等）は、受託者の負担とします。
- (2) 委託料には、事業の実施に必要な全ての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、賃借料、謝金、保険料 等）を含むものとします。  
ただし、受託者による会合や飲食費や、委託業務とは直接関係のない経費、備品の購入など受託者の財産取得となる経費は対象外とします。
- (3) 福岡県暴力団排除条例の施行に伴い、契約にあたっては、「誓約書」を提出することとします。また、契約締結後に受託者が暴力団関係者に該当すると判明した時は、当該契約を解除するとともに違約金を徴収します。

## 10 事業報告

委託期間満了後、速やかに事業実施報告書を提出してください。なお、事業実施に要した経費については、収支を記載した帳簿を備え経理状況を明確にしておくとともに、事業終了後5年間保管してください。

## 11 問い合わせ先

福岡県農林水産物ブランド化推進協議会（福岡県農林水産部園芸振興課流通振興係）

担当：井上、仲井

TEL：092-643-3486

FAX：092-643-3490